

流域マネジメントの進捗について

内閣官房 水循環政策本部事務局
令和3年12月



水循環ロゴマーク

- 流域マネジメントに取り組む、又は取り組む予定の地方公共団体等からの求めに応じ、知識や経験を有するアドバイザーの現地派遣やオンライン会議を通じて、流域水循環計画の策定・実施に必要な技術的な助言・提言等を行うことを目的として、令和2年度に「水循環アドバイザー制度」を創設。

支援の流れ

内閣官房 水循環政策本部 事務局

- 申請書の内容を審査し、支援の決定を通知。
- 申請書を踏まえ、水循環アドバイザーの候補を選定し、地方公共団体と調整）。

水循環アドバイザーを
決定

地方公共団体等から
支援を申請

水循環アドバイザー

- 流域マネジメントに関して一定の知識を有する有識者や地方公共団体の職員等



現地派遣やオンライン
会議による助言・
提言、情報提供等

※現地派遣は最大3日以内、
オンライン会議は最大10時間以内

地方公共団体等
(流域水循環協議会及び
その構成員を含む)

- ・解決困難な課題が発生
- ・知見や助言が必要 等

- ・ 流域水循環協議会の設立、運営
- ・ 関係者間の合意形成
- ・ 課題や目標の設定
- ・ 地域や住民の関わり方
- ・ 専門的な知見や経験 等

- 課題の解決、知見の習得等により、流域マネジメントの取組の更なる展開と質の向上に貢献。



水循環アドバイザー制度の改善策(御助言を踏まえた対応)

- 事務局から声掛けをするというやり方もあるのではないか。



- 事務局から現在流域水循環計画策定の検討や流域マネジメントへの取組みの検討を行っている地方公共団体へ連絡し、水循環アドバイザー制度による支援の説明を実施。

- 昨年福島県から支援の要請あったがオンライン会議について不慣れなこともあり断念。



- 福島県に対し個別に連絡して声掛けし、福島県から支援の要請。令和4年1月に、アドバイザーによる支援予定。

- 募集にあたっては、課題がなくても手があがるように「勉強会」というキーワードを入れてはどうか。



- アドバイザー募集に際し、「特段の課題がない場合でも、水循環をめぐる施策に取り組もうとしている団体に対し、アドバイザーによる勉強会を開催することも可能」であることを明示。

令和3年度の水循環アドバイザーの支援状況

秋田県にかほ市

1. 形式： 現地派遣、会議
2. 内容： にかほ市版水循環計画の策定と推進にあたり、プロジェクトチーム、その他職員を対象とする勉強会へのアドバイザー派遣
3. 実施日： 令和3年10月19日
4. 水循環アドバイザー： 名古屋大学工学研究科
准教授 中村 晋一郎 氏

大阪府大阪狭山市

1. 形式： 現地派遣、会議
2. 内容： 今後流域マネジメント水循環計画を策定するにあたっての技術的助言
3. 実施日： 令和3年11月22日
4. 水循環アドバイザー： 滋賀県 琵琶湖環境部
技監兼琵琶湖保全再生課長 三和 伸彦 氏
琵琶湖保全再生課 主任主事 曾我部 共生 氏

福島県

1. 形式： オンライン会議
2. 内容： 水環境団体、県、市町村などの関係行政機関が参加する「福島県地方流域水循環協議会」において、基調講演及び会員の事例発表への助言
3. 実施日： 令和4年1月18日
4. 水循環アドバイザー： 特定非営利活動法人 雨水市民の会
理事 笹川 みちる 氏

大阪府摂津市

1. 形式： オンライン会議
2. 内容： 農業用水路を、淀川の水を利用して自然環境に配慮した水辺空間を形成し、都市域の水環境改善するための計画策定への助言
3. 実施日： 令和4年1月24日
4. 水循環アドバイザー： 愛媛大学大学院 農学研究科
教授 武山 絵美 氏

栃木県小山市

1. 形式： 現地派遣、会議
2. 内容： まちづくりの基盤となる業務に携わる市職員が、水循環の視点を取り入れて流域でまちづくりを考え、住民とともに施策を創り上げていく能力を開発・育成することを目的とした勉強会へのアドバイザー派遣
3. 実施日： 令和4年1月25日
4. 水循環アドバイザー： 株式会社ソトコト・プラネット
代表取締役・ソトコト編集長 指出 一正 氏

愛媛県松山市

1. 形式： 現地派遣、会議、オンライン会議
2. 内容： 今後、人口減少や気象変動が予測される中で、水事情が厳しい松山市が進むべき方向について、専門的な立場からの助言
3. 実施日： 令和3年10月25、26日、令和4年2月10日
4. 水循環アドバイザー： 東京大学大学院 工学系研究科
教授 滝沢 智 氏

- 流域治水に係る施行通知においても、流域水害対策協議会と流域水循環協議会との連携や、流域水循環計画と流域水害対策計画と整合を図ることを求めているところ。

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（6ヶ月以内施行分）について（一部抜粋）

第一 特定都市河川浸水被害対策法関係

2. 流域水害対策協議会制度について（特定都市河川浸水被害対策法第6条及び第7条関係）

（2）協議会の組織及び運営

特定都市河川法改正により、同法第6条において、国土交通大臣が指定した特定都市河川流域における河川管理者等は、共同して、「流域水害対策協議会」を組織することとされ、同法第7条において、都道府県知事が指定した特定都市河川流域における河川管理者等は、共同して、「都道府県流域水害対策協議会」を組織することができることとされた。流域水害対策計画の円滑な作成や効果的な実施・運用のため、「都道府県流域水害対策協議会」についても積極的に組織することが望ましい。

協議会を組織する単位は、流域水害対策計画の策定単位を基本とし、既に組織されている類似の協議会等の枠組みを活用すること等も検討の上、適切に組織されたい。なお、同一の河川管理者が管理する複数の特定都市河川について、協議会をまとめて組織することが効果的な場合には、複数の河川を対象として一つの協議会として組織しても差し支えない。

また、円滑な協議の実施や都道府県等の事務負担の軽減等の観点から、流域水害対策協議会の運営においては、複数の協議会を合同で開催したり、構成員や協議事項が類似・関連する他の協議会（例：大規模氾濫減災協議会、ダム洪水調節機能協議会、流域水循環協議会）と同日同会場での開催とする等により、連携することとしても差し支えない。

都道府県流域水害対策協議会の名称は、各都道府県の裁量に委ねられることとなるが、協議会の趣旨を踏まえ、地域の実情等にも鑑みて決定されたい。

3. 流域水害対策計画の拡充について（特定都市河川浸水被害対策法第4条関係）

（2）流域水害対策計画の位置付け

流域水害対策計画は、特定都市河川流域において浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るために、河川管理者等が共同して策定するものである。

流域水害対策計画に定める河川及び下水道等の整備にあっては、特定都市河川流域における水害の発生状況、対策の実施状況等を考慮し、当該特定都市河川に係る河川整備基本方針及び河川整備計画並びに特定都市下水道に係る下水道事業計画等に定める内容と整合するよう定められたい。

なお、河川整備基本方針又は河川整備計画が策定されていない場合は、併せてこれを策定した上で、流域水害対策計画を策定されたい。また、既定の河川整備計画及び下水道事業計画等の変更在先立ち、流域水害対策計画を策定することは差し支えないが、その場合、策定した流域水害対策計画に定める内容と整合するよう、既定の計画等を適切に変更されたい。

同様に、流域治水と水循環の双方の整合が図られるよう、当該流域を含む流域水循環計画に定める内容と整合を図られたい。